

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスをステークホルダーに対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付けております。経営統治機能の確立に向けて、社外監査役の選任を行い、迅速な意思決定が可能かつ業務執行に対する強い監督機能を持った体制作りに注力しております。また、経営の透明性の確保と環境変化への対応力の継続的向上にも努力しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
小淵 宏二	11,700	42.65
曾根原 稔人	5,481	19.98
田沢 知志	2,550	9.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,027	3.74
野村信託銀行株式会社(投信口)	421	1.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	332	1.21
株式会社オプト	325	1.18
ドイチェバンク アーゲーロンドン 610(常任代理人 ドイツ証券株式会社)	276	1.00
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	269	0.98
山下 大介	225	0.82

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
(連結)従業員数	100人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

社外監査役による取締役の業務執行の監督が十分に機能する体制が整っているためです。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

常勤監査役は、会計監査人と監査実施期間中を含め、適宜、意見交換を行っております。その内容について監査役会にフィードバックするとともに、監査上の問題の有無について検討し、監査手続に反映させております。

監査役と内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、内部監査担当と定期的にミーティングを行い、適宜、意見交換を行っております。その内容については監査役会にフィードバックするとともに、監査上の問題の有無について検討し、監査手続に反映させております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小野 隆弘	税理士				○					
大森 彩香	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
小野 隆弘	独立役員に指定しております	税理士としての専門的な知見を有しており、大手証券会社の審査部長をつとめるなど、豊富な経験から適切な助言・提言をしていただけるものと判断したためです。また、当社との取引上の利害関係がないこと及び特定事業関係者にも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、当社取締役会の承認及び本人の同意を得て、独立役員として指定しました。
		弁護士業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しており、その知識等を当社の監査体制に活かしていただくためです。また、当社との取引上の利害関係

大森 彩香	独立役員に指定しております	がないこと及び特定事業関係者にも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、当社取締役会の承認及び本人の同意を得て、独立役員として指定しました。
-------	---------------	---

その他社外監査役の主な活動に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

職務の士気高揚を目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役、従業員について、職務の士気高揚を目的としてストックオプションを付与しております。新株予約権の行使は、当社に在籍していることを条件としております。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、社内取締役及び社外監査役に支払った総額を記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営管理部長および内部監査担当が、監査役会に参加するなど、連携を密にとる事により、監査役の情報収集をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

・取締役会

取締役会は5名で構成されています。毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催され、経営上の重要な意思決定や業務執行に対する監督を行っております。

・監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は3名の監査役で構成され、定期的に監査役会を開催しております。監査役会は1名の常勤監査役と2名の非常勤監査役で構成されております。常勤監査役小野隆弘氏は、税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役は、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く検証し、適宜経営に対して助言や提言を行っております。

・会計監査人

会計監査人については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。監査人に対しては、正しい経営情報を提供するため、正しい数値情報の提供にとどまらず、実地検査についても積極的に協力し、公正不偏の立場から適切な監査を実施するための環境を提供しております。業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：松野 雄一郎 吉村 孝郎

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名、その他 7名

(注)その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回を目処に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回を目処に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期毎に決算説明資料を、当社ホームページに掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部内に、IR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関するポリシーを「IR ポリシー」として定めており、当社ホームページ上で公開しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備及び推進を行い、その体制の強化を図るため、当社では、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を実施し各種規程を整備するのみならず、事業面、技術面、管理面全てにおいて、当社独自に策定したチェック項目を四半期ごとに取り締役、業務部門長及び内部監査担当が確認するとともに、チェック項目のブラッシュアップを日々行うことにより、健全な組織の構築及び財務報告の適正性を保つ内部統制システムの整備を推進しております。また、経営の透明性向上に向けての施策、コーポレート・ガバナンス体制強化のための施策、個人情報保護のための施策、公益通報者保護制度を含むコンプライアンス強化のための施策について検討しております。

「反社会的勢力排除に向けた整備状況」

当社は、取締役、本社部門、事業部門が一体となり、取引先全てに対し反社会的勢力にあたらない事を自社及び第三者機関にて調査し、確認を行っております。また、当社は、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力排除に断固たる姿勢で臨んでおります。万が一、反社会的勢力による不正要求行為等が発生した場合にも、リスクマネジメント担当部署が中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携をとることの出来る体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

